

政令第九十三号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第七号中「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第三条第一項」を「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）第二条第一項」に、「同意公害防止対策事業計画」を「空港周辺地域整備計画」に改める。

第二百二十条第一項中「三人」を「二人」に改める。

附則第十八条第一号中「附則第二十二條第一項」を「附則第二十一條第一項」に改める。

附則第二十一条を削り、附則第二十二條を附則第二十一条とする。

附則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、自治財政局調整課の所掌事務を変更する等の必要があるからである。